

京都市告示第494号

市会の議決を経て、指定管理者を次のように指定しました。

平成27年1月8日

京都市長 門川大作

公の施設の名称	指定管理者	指定期間
京都市北文化会館	京都市左京区下鴨半木町1番地の26 公益財団法人京都市音楽芸術文化振興財団	平成27年4月1日から平成31年3月31日まで
京都市東部文化会館	同 上	同 上
京都市右京ふれあい文化会館	同 上	同 上
京都市西文化会館ウエスティ	同 上	同 上
京都市呉竹文化センター	同 上	同 上
京都市円山公園音楽堂	京都市左京区高野東開町1番地の23 東大路高野第3住宅19棟204号 株式会社アクティブケイ	同 上
京都コンサートホール	京都市左京区下鴨半木町1番地の26 公益財団法人京都市音楽芸術文化振興財団	同 上
京都芸術センター	京都市中京区室町通蛸薬師下る山伏山町546番地の2 公益財団法人京都市芸術文化協会	同 上

(文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課)